
「定款」等の一部改正等について

日証協 平成 23 年 6 月 24 日

本協会では、①協会員の会員権の見直し、②金融・証券教育支援委員会の設置等に伴う見直し、③会計体系の整備を主な内容とする「定款」の一部改正について、去る 6 月 15 日開催の定時総会において承認を受け、6 月 24 日付で金融庁長官の認可を受けた。

これに併せて、「定款の施行に関する規則」等についても一部改正等することとした。

なお、この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

本改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

「定款」等の一部改正等について

平成 23 年 6 月 24 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正等の趣旨

1. 協会の会員権の見直しに伴う「定款」等の一部改正について

金融商品取引業を廃止した後も顧客取引を結了する目的の業務を行うため、本協会から脱退できていない協会員や、業績悪化等を受けて業務を休止し、その休止の間、本協会への会費納入が免除される協会員の会員権について、通常の協会員が有する会員権と同列に扱うことは適切ではないことから、処分を受けた協会員の会員権の停止又は制限とは明確に区別して、会員権の一部を制限する取扱いが可能となるよう、「定款」の一部改正を行う。

2. 金融・証券教育支援委員会の設置等に伴う「定款」等の一部改正等について

本協会の附属機関として位置づけてきた「金融・証券教育広報委員会」を、理事会から決議及び執行の権限を委任される位置づけに変更するとともに、金融・証券教育の普及・啓発活動に特化して、名称も「金融・証券教育支援委員会」と改め、より中立・公正な観点から、金融・証券教育への支援を推進する組織・体制とするため、「定款」の一部改正を行う。

3. 会計体系の整備に係る改正

現行の本協会の会計体系上、「本会計」とは、会員一般会計及び特別会員一般会計で構成する「一般会計」を指し、それらを「本会計」として取り扱っている。

この本協会の会計の実体に諸規定を合わせるため、「定款」の一部改正を行う。

なお、本改正は、現行の本協会の会計体系の枠組み自体を見直すものではなく、現行の会計体系に沿って整備を行うものである。

II. 改正等の骨子

1. 協会の会員権の見直しに伴う「定款」等の一部改正について

(1) 会員権等の定義の明確化

会員となるための「要件」、「会員の資格」、「会員権」の定義を整理し、会員の権利の内容を明確化する。また、特別会員及び店頭デリバティブ取引会員についても同様に見直す。

(定款第 5 条、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 26 条第 1 項、
定款施行規則第 10 条の 2 他)

(2) 通常の協会員と同列に扱うべきでない協会員の会員権の一部制限

第一種金融商品取引業を行う者でなくなった、いわゆる、みなし金融商品取引業者となった協会員や、業務を休止とともに会費納入の免除が認められた協会員について、処分を受けた協会員の会員権の停止又は制限とは明確に区別した上で、会員権の一部を制限する。

(定款第 12 条第 3 項、第 39 条第 1 項、定款施行規則第 10 条の 3 他)

(3) 合併時における「会員権」の承継規定の見直し

合併時における「会員権」について、現行の規定では、「消滅会社の会員権は存続会社に承継する」としているが、実際には承継することはなく、改めて第一種金融商品取引業の登録を行ったうえで、本協会に加入する又は会員間では存続しない会社の会員権は消滅するという実態に即し、承継の規定を削除する見直しを行う。

(定款第 11 条第 3 項、第 13 条第 3 項、第 31 条第 3 項、特別会員会費規則第 8 条)

(4) その他所要の整備を図る。

(定款第 28 条第 9 項、第 30 条、第 38 条、第 39 条第 2 項、第 51 条)

2. 金融・証券教育支援委員会の設置に伴う「定款」等の一部改正等について

(1) 金融・証券教育支援委員会の設置について

理事会は、金融・証券知識の普及・啓発を図る業務に係る事項を決議する権限を金融・証券教育支援委員会に、当該事項を執行する権限を同委員会に属する理事及び執行役に、それぞれ委任することとする。なお、委員長は公益理事を兼ねることとする。

(定款第 41 条、第 42 条第 3 項、第 56 条第 6 項、第 64 条の 3 他)

(2) 副会長の選任方法の変更について

行動規範委員会委員長の公正性・中立性をより高める観点から、行動規範委員会委員長は、副会長とならないこととする。

(定款第 43 条第 2 項)

(3) 証券戦略会議の会員委員数の変更について

会員の業務実態をより適切に反映させる観点から、証券戦略会議における委員構成を見直し、会員委員の数を 11 人以内から 13 人以内に変更する。

(定款第 63 条第 2 項)

(4) 総務委員会の会員委員数の変更について

協会員の業務実態をより適切に反映させる観点から、総務委員会における委員構成を見直し、会員委員の数を 9 人以内から 10 人以内に変更する。

(定款第 64 条第 2 項)

(5) 行動規範委員会の委員の選任方法の変更について

行動規範委員会の会員委員、特別会員委員及び公益委員の選任方法について、機動性を高める観点から、会長が理事会の同意を得て選任する方法に変更する。

(定款第 64 条の 2 第 6 ～ 8 項、第 11 項 他)

(6) 自主規制会議に置く委員会委員に外部有識者を加えることとし、委員の数を 15 人以内から 18 人以内へ変更する。

(自主規制会議規則第 15 条第 2 項)

(7) その他所要の整備を図る。

(定款第 62 条第 10 項、第 63 条第 10 項、定款施行規則第 3 条第 1 項、第 3 項、第 7 項 他)

3. 会計体系の整備

本協会の会計は、一般会計と必要に応じて特定の目的のために設置することができる特別会計の 2 種類に区分する。

(定款第 80 条第 2 項)

III. 施行の時期

この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

以 上

「定款」の一部改正について

平成 23 年 6 月 24 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総 則 (協会の要件) 第 5 条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会の種類に応じ、当該各号に定める者とする。 1 } (現行どおり) 3 第 2 章 会員及び店頭デリバティブ取引会員 第 1 節 権利及び義務 (会員の資格) 第 11 条 第 5 条第 1 号に定める要件を満たす者は、第 22 条第 1 項又は第 30 条において準用する第 26 条第 1 項の承認を受けて、会員となる。 <u>2 会員が第 25 条第 1 項の承認を受けて本協会を脱退し、又は第 28 条第 1 項の決議により本協会から除名の処分を受けたときは、会員の資格を喪失する。</u> <u>3 会員が合併した場合において、法人が消滅したときは、会員の資格を喪失する。</u> (会 員 権) 第 12 条 会員は、定款施行規則に定める会員としての権利 (以下「会員権」という。) を有する。 2 会員が前条第 2 項又は第 3 項の規定によ	第 1 章 総 則 (協会の種類) 第 5 条 本協会の協会員は、次の各号に定める会員、店頭デリバティブ取引会員及び特別会員とする。 1 } (省 略) 3 第 2 章 会員及び店頭デリバティブ取引会員 第 1 節 権利及び義務 (会員の要件) 第 11 条 第 5 条第 1 号に定める要件を満たす者は、第 22 条第 1 項又は第 30 条において準用する第 26 条第 1 項の承認を受けて、会員と<u>なることができる。</u> (新 設) (新 設) (会 員 権) 第 12 条 会員は、<u>会員たる資格</u> (以下「会員権」という。) を有し、当該会員権に基づき、本協会の業務について 1 個の議決権を有する。<u>ただし、特別の利害関係のある事項については、議決権を有しない。</u> 2 会員が<u>本協会を脱退し、又は本協会から除</u>

新	旧
<u>り、会員の資格を喪失したときは、会員権は消滅する。</u> (削 除) 3 <u>会員は、第5条第1号に規定する第一種金融商品取引業を行う者でなくなったと本協会が認めた場合、又は業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合は、定款施行規則で定める会員権の一部が制限されるものとする。</u> 4 (現行どおり) (店頭デリバティブ取引会員の資格) 第 13 条 第5条第2号に定める要件を満たす者は、第22条第1項又は第26条第1項の承認を受けて、店頭デリバティブ取引会員となる。 2 <u>店頭デリバティブ取引会員が第30条において準用する第25条第1項の承認を受けて本協会を脱退し、又は第30条において準用する第28条第1項の決議により本協会から除名の処分を受けたときは、店頭デリバティブ取引会員の資格を喪失する。</u> 3 <u>店頭デリバティブ取引会員が合併した場合において、法人が消滅したときは、店頭デリバティブ取引会員の資格を喪失する。</u> (店頭デリバティブ取引会員権) 第 14 条 店頭デリバティブ取引会員は、<u>定款</u>	<u>名の処分を受けたときは、その会員権は消滅する。</u> 3 <u>会員が合併した場合において、その合併により存続し、又は新設される会社が前条に規定する会員の要件を満たすときは、当該会員権は当該合併後に存続し、又は新設される会社</u> <u>に承継されるものとする。ただし、議決権は1個とする。</u> (新 設) 4 (省 略) (店頭デリバティブ取引会員の要件) 第 13 条 第5条第2号に定める要件を満たす者は、第22条第1項又は第26条第1項の承認を受けて、店頭デリバティブ取引会員となる<u>ことができる。</u> (新 設) (新 設) (店頭デリバティブ取引会員権) 第 14 条 店頭デリバティブ取引会員は、<u>店頭</u>

新	旧
<u>施行規則に定める店頭デリバティブ取引会員としての権利</u>（以下「店頭デリバティブ取引会員権」という。）を有する。 2 <u>店頭デリバティブ取引会員が前条第2項又は第3項の規定により、店頭デリバティブ取引会員の資格を喪失したときは、店頭デリバティブ取引会員権は消滅する。</u> （削 除） 3 <u>店頭デリバティブ取引会員は、第5条第2号に規定する第一種金融商品取引業を行う者でなくなったと本協会が認めた場合、又は業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合は、定款施行規則で定める店頭デリバティブ取引会員権の一部が制限されるものとする。</u> 4 （現行どおり） 第 2 節 加入及び脱退 （協会の種類の変更申請） 第 26 条 会員が店頭デリバティブ取引会員になるには、<u>第5条第2号</u>に規定する要件を満たしたうえで、別に定める様式による加入内容変更申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。 2 ・ （現行どおり） 3	<u>デリバティブ取引会員たる資格</u>（以下「店頭デリバティブ取引会員権」という。）を有する。 2 <u>店頭デリバティブ取引会員が本協会を脱退し、又は本協会から除名の処分を受けたときは、その店頭デリバティブ取引会員権は消滅する。</u> 3 <u>店頭デリバティブ取引会員が合併した場合において、その合併により存続し、又は新設される会社が前条に規定する店頭デリバティブ取引会員の要件を満たすときは、当該店頭デリバティブ取引会員権は当該合併後に存続し、又は新設される会社に承継されるものとする。</u> （新 設） 4 （省 略） 第 2 節 加入及び脱退 （会員権の変更申請） 第 26 条 会員が店頭デリバティブ取引会員になるには、<u>第 13 条</u>に規定する要件を満たしたうえで、別に定める様式による加入内容変更申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。 2 ・ （省 略） 3

新	旧
第 3 節 処分及び勧告 (会員の処分等) 第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。 1 } (現行どおり) 12 2 } (現行どおり) 8 9 会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合、その期間中、<u>当該会員の会員権は停止又は制限される。当該会員は、その場合においても、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。</u> 10 ・ (現行どおり) 11 (店頭デリバティブ取引会員に対する準用規定) 第 30 条 第 15 条から第 21 条まで及び第 25 条から前条まで（第 28 条第 1 項第 11 号を除く。）の規定は、店頭デリバティブ取引会員について準用する。この場合において、第 15 条から第 21 条まで、第 25 条、第 27 条から第 29 条までの規定中「会員」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員」と、第 28 条中「会員権」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員権」と、第 19 条第 1 項、第 20 条第	第 3 節 処分及び勧告 (会員の処分等) 第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。 1 } (省 略) 12 2 } (省 略) 8 9 会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合<u>においても</u>、その期間中、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。 10 ・ (省 略) 11 (店頭デリバティブ取引会員に対する準用規定) 第 30 条 第 15 条から第 21 条まで及び第 25 条から前条まで（第 28 条第 1 項第 11 号を除く。）の規定は、店頭デリバティブ取引会員について準用する。この場合において、第 15 条から第 21 条まで、第 25 条、第 27 条から第 29 条までの規定中「会員」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員」と、第 28 条中「会員権」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員権」と、第 19 条第 1 項、第 20 条第

新	旧
1 項、第 29 条中「会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員」と、第 17 条中「会員代表者」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員代表者」と、第 26 条中「会員が店頭デリバティブ取引会員になるには、<u>第 5 条第 2 号</u>に規定する要件を満たしたうえで、」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員が会員になるには、<u>第 5 条第 1 号</u>に規定する要件を満たしたうえで、」とそれぞれ読み替えるものとする。	1 項、第 29 条中「会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員」と、第 17 条中「会員代表者」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員代表者」と、第 26 条中「会員が店頭デリバティブ取引会員になるには、<u>第 13 条</u>に規定する要件を満たしたうえで、」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員が会員になるには、<u>第 11 条</u>に規定する要件を満たしたうえで、」とそれぞれ読み替えるものとする。
第 3 章 特別会員	第 3 章 特別会員
(特別会員の資格)	(特別会員の要件)
第 31 条 <u>第 5 条第 3 号に定める要件を満たす者は、第 22 条第 1 項の承認を受けて、特別会員となる。</u>	第 31 条 <u>登録金融機関は、本協会に加入し、特別会員となることができる。</u>
2 <u>特別会員が第 33 条において準用する第 25 条第 1 項の承認を受けて本協会を脱退し、又は第 33 条において準用する第 28 条第 1 項の決議により本協会から除名の処分を受けたときは、特別会員の資格を喪失する。</u>	(新 設)
3 <u>特別会員が合併した場合において、法人が消滅したときは、特別会員の資格を喪失する。</u>	(新 設)
(特別会員権)	(特別会員権)
第 32 条 特別会員は、<u>定款施行規則に定める特別会員としての権利</u>（以下「特別会員権」という。）を有する。	第 32 条 特別会員は、<u>特別会員たる資格</u>（以下「特別会員権」という。）を有する。
2 <u>特別会員が前条第 2 項又は第 3 項の規定により、特別会員の資格を喪失したときは、特別会員権は消滅する。</u>	2 <u>特別会員が本協会を脱退し、又は本協会から除名の処分を受けたときは、その特別会員権は消滅する。</u>

新	旧
(削 除) 3 特別会員は、第5条第3号に規定する登録金融機関業務を行う者でなくなったと本協会が認めた場合、又は業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合は、定款施行規則で定める特別会員権の一部が制限されるものとする。 4 (現行どおり) 第 4 章 機 関 第 1 節 総 会 (定足数及び議決権の行使) 第 38 条 総会は、その決議について議決権を有する会員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。 2 ・ (現行どおり) 3 (議決の方法) 第 39 条 会員は、1 個の議決権を有する。ただし、会員が次の各号の一に該当するときは、議決権を有しない。 1 第 28 条第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受け、当該処分の効果が存続しているとき。 2 第 5 条第 1 号に規定する第一種金融商品取引業を行う者でなくなったと本協会が認めた場合において、会員権の一部が制限されているとき。	3 特別会員が合併した場合において、その合併により存続し、又は新設される会社が登録金融機関であるときは、その特別会員権は承継されるものとする。 (新 設) 4 (省 略) 第 4 章 機 関 第 1 節 総 会 (定足数及び議決権の行使) 第 38 条 総会は、その決議について議決権のある会員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。 2 ・ (省 略) 3 (議決の方法) 第 39 条 (新 設)

新	旧																								
3 <u>業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合において、会員権の一部が制限されているとき。</u> 4 <u>総会の議案の決議について特別の利害関係を有するとき。</u> 2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。ただし、定款の改正並びに本協会の解散及び残余財産の処分は、<u>議決権を有する</u>会員の議決権の3分の2以上の多数決による。 3 (現行どおり) 第 2 節 役員等 (役員の定数) 第 41 条 本協会に次の役員を置く。 <table><tr><td>1 理 事</td><td>会員理事</td><td>3 人以内</td></tr><tr><td></td><td>特別会員理事</td><td>1 人</td></tr><tr><td></td><td>公益理事</td><td><u>4 人</u></td></tr><tr><td></td><td>常任理事</td><td>3 人以内</td></tr></table> 2 (現行どおり) (役員の選任) 第 42 条 前条に規定する会員理事は、会員が、会員代表者のうちからこれを選挙する。このうち、1 人は証券戦略会議議長を兼ねる会員理事として、1 人は総務委員会委員長を兼ねる会員理事として、それぞれ選挙する。 2 (現行どおり) 3 前条に規定する公益理事は、総会の決議により、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社	1 理 事	会員理事	3 人以内		特別会員理事	1 人		公益理事	<u>4 人</u>		常任理事	3 人以内	総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。ただし、定款の改正並びに本協会の解散及び残余財産の処分は、<u>全</u>会員の議決権の3分の2以上の多数決による。 2 (省 略) 第 2 節 役員等 (役員の定数) 第 41 条 本協会に次の役員を置く。 <table><tr><td>1 理 事</td><td>会員理事</td><td>3 人以内</td></tr><tr><td></td><td>特別会員理事</td><td>1 人</td></tr><tr><td></td><td>公益理事</td><td><u>3 人</u></td></tr><tr><td></td><td>常任理事</td><td>3 人以内</td></tr></table> 2 (省 略) (役員の選任) 第 42 条 前条に規定する会員理事は、会員が、会員代表者のうちからこれを選挙する。このうち、1 人は証券戦略会議議長を兼ねる会員理事として、1 人は総務委員会委員長を兼ねる会員理事として、それぞれ選挙する。 2 (省 略) 3 前条に規定する公益理事は、総会の決議により、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の	1 理 事	会員理事	3 人以内		特別会員理事	1 人		公益理事	<u>3 人</u>		常任理事	3 人以内
1 理 事	会員理事	3 人以内																							
	特別会員理事	1 人																							
	公益理事	<u>4 人</u>																							
	常任理事	3 人以内																							
1 理 事	会員理事	3 人以内																							
	特別会員理事	1 人																							
	公益理事	<u>3 人</u>																							
	常任理事	3 人以内																							

新	旧
の常務に従事する者以外の者のうちからこれを選任する。このうち、1人は自主規制会議議長を兼ねる公益理事として、1人は行動規範委員会委員長を兼ねる公益理事として、<u>1人は金融・証券教育支援委員会委員長を兼ねる公益理事として、それぞれ選任する。</u>	常務に従事する者以外の者のうちからこれを選任する。このうち、1人は自主規制会議議長を兼ねる公益理事として、1人は行動規範委員会委員長を兼ねる公益理事として、それぞれ選任する。
4 （現行どおり）	4 （省 略）
9 （会長及び副会長の選任） 第 43 条 会員は、会員理事、公益理事又は常任理事のうちから、総会の決議により、会長1人を選任する。 2 自主規制会議議長、証券戦略会議議長<u>及び総務委員会委員長</u>は、会長がこれらの一を兼ねる場合を除き、副会長となる。ただし、理事会の同意を得て、副会長とならないことができる。	9 （会長及び副会長の選任） 第 43 条 会員は、会員理事、公益理事又は常任理事のうちから、総会の決議により、会長1人を選任する。 2 自主規制会議議長、証券戦略会議議長、<u>総務委員会委員長及び行動規範委員会委員長</u>は、会長がこれらの一を兼ねる場合を除き、副会長となる。ただし、理事会の同意を得て、副会長とならないことができる。
3 （現行どおり） （役員の解任） 第 51 条 本協会は、正当な事由がある場合には、総会において<u>議決権を有する</u>会員の議決権の3分の2以上の多数決をもって役員を解任することができる。	3 （省 略） （役員の解任） 第 51 条 本協会は、正当な事由がある場合には、総会において<u>全会員の議決権</u>の3分の2以上の多数決をもって役員を解任することができる。
第 3 節 理 事 会	第 3 節 理 事 会
（理事会の権限） 第 56 条 理事会は、定款に定めがある事項及び本協会の業務運営に関する重要事項について決議を行い、理事及び執行役の業務の執行を監督する。	（理事会の権限） 第 56 条 理事会は、定款に定めがある事項及び本協会の業務運営に関する重要事項について決議を行い、理事及び執行役の業務の執行を監督する。

新	旧
2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、当該事項を執行する権限を自主規制会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。 1 第7条第1項第1号から第11号までに掲げる業務（<u>同項第11号に掲げる業務にあっては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。</u>）、同項第13号に掲げる業務（<u>自主規制会議に委任された業務の広報に限る。</u>）及び同項第18号に掲げる業務のうちこれらに類する業務に係る事項 2 （現行どおり） 9 3 第1項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を証券戦略会議に、当該事項を執行する権限を証券戦略会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。 1 第7条第1項第11号から第17号までに掲げる業務（<u>同項第11号に掲げる業務にあっては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務に、同項第13号に掲げる業務にあっては証券戦略会議に委任された業務の広報に限る。</u>）及び同項第18号に掲げる業務のうちこれらに類する業務に係る事項	2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、当該事項を執行する権限を自主規制会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。 1 第7条第1項第1号から第11号までに掲げる業務及び同項第18号に掲げる業務のうちこれらに類する業務（<u>同項第11号に掲げる業務にあっては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。</u>）に係る事項 2 （省 略） 9 3 第1項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を証券戦略会議に、当該事項を執行する権限を証券戦略会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。 1 第7条第1項第11号から第17号までに掲げる業務及び同項第18号に掲げる業務のうちこれらに類する業務（<u>同項第11号に掲げる業務にあっては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務に限る。</u>）に係る事項

新	旧
2	2
・ (現行どおり)	・ (省 略)
3	3
4	4
・ (現行どおり)	・ (省 略)
5	5
6 第1項の規定にかかわらず、理事会は、第7条第1項第13号に掲げる業務（金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発を図る業務に限る。）に係る事項を決議する権限を金融・証券教育支援委員会に、当該事項を執行する権限を金融・証券教育支援委員会に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要がある と認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。	(新 設)
7 理事会は、第2項から前項までの規定により委任した事項について報告を求めることができる。	6 理事会は、前4項により委任した事項について報告を求めることができる。
第4節 自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会	第4節 自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会及び行動規範委員会
(自主規制会議)	(自主規制会議)
第62条 本協会に自主規制会議を置く。	第62条 本協会に自主規制会議を置く。
2	2
〽 (現行どおり)	〽 (省 略)
4	4
5 自主規制会議議長は、第42条第3項の規定により自主規制会議議長を兼ねる公益理事として選任された者がこれにあたる。ただし、 <u>当該選任後に自主規制会議議長が欠けた場</u>	5 自主規制会議議長は、第42条第3項の規定により自主規制会議議長を兼ねる公益理事として選任された者がこれにあたる。ただし、 <u>会長が公益理事である場合は、自主規制会議</u>

新	旧
<u>合、会長が、理事会の同意を得て、現に公益理事である者を自主規制会議議長に選任し、これにあたらせることができる。会長が公益理事である場合は、自主規制会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。</u>	議長は、会長がこれを兼ねることができる。
6 ） （現行どおり）	6 ） （省 略）
9	9
10 第6項から第8項までに規定する委員に欠員が生じた後、前項の後任の委員が就任するまでの間に限り、第6項から第8項までの規定にかかわらず、会長は、当該各項において選挙又は選任されるための要件を満たす者のうちから、理事会の同意を得て、委員を選任することができる。	10 第6項から第8項までに規定する委員に欠員が生じた後、前項の後任の委員が就任するまでの間に限り、第6項から第8項までの規定にかかわらず、会長は、当該各項において選挙又は選任されるための要件を満たす者のうちから、理事会の同意を得て、<u>臨時に職務を行う委員（以下この条において「臨時委員」という。）</u>を選任することができる。
11 （現行どおり）	11 （省 略）
12 第10項の規定により選任された<u>委員</u>の任期は、次に掲げる日のいずれか早い日までとする。 1 <u>委員</u>に就任した日から3か月を経過する日 2 ・ （現行どおり） 3	12 第10項の規定により選任された<u>臨時委員</u>の任期は、次に掲げる日のいずれか早い日までとする。 1 <u>臨時委員</u>に就任した日から3か月を経過する日 2 ・ （省 略） 3
13 ） （現行どおり）	13 ） （省 略）
15 （証券戦略会議） 第 63 条 本協会に証券戦略会議を置く。 2 （現行どおり）	15 （証券戦略会議） 第 63 条 本協会に証券戦略会議を置く。 2 証券戦略会議の構成は、証券戦略会議議長、会長及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。

新	旧
会員委員 <u>13人</u>以内 証券評議会議長 1人 地区評議会議長 1人	会員委員 <u>11人</u>以内 証券評議会議長 1人 地区評議会議長 1人
3	3
・ (現行どおり)	・ (省 略)
4	4
5 証券戦略会議議長は、第 42 条第 1 項の規定により証券戦略会議議長を兼ねる会員理事として選挙された者がこれにあたる。ただし、 <u>当該選挙後に証券戦略会議議長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に会員理事である者を証券戦略会議議長に選任し、これにあたらせることができる。</u> 会長が会員理事である場合は、証券戦略会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。	5 証券戦略会議議長は、第42条第 1 項の規定により証券戦略会議議長を兼ねる会員理事として選挙された者がこれにあたる。ただし、会長が会員理事である場合は、証券戦略会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。
6	6
・ (現行どおり)	・ (省 略)
7	7
8 第 6 項に規定する会員委員に欠員が生じた後、前項の後任の会員委員が就任するまでの間に限り、第 6 項の規定にかかわらず、会長は、同項において選挙されるための要件を満たす者のうちから、理事会の同意を得て、会員委員を選任することができる。	8 第 6 項に規定する会員委員に欠員が生じた後、前項の後任の会員委員が就任するまでの間に限り、第 6 項の規定にかかわらず、会長は、同項において選挙されるための要件を満たす者のうちから、理事会の同意を得て、 <u>臨時に職務を行う会員委員</u> (以下この条において「臨時委員」という。)を選任することができる。
9 (現行どおり)	9 (省 略)
10 第 8 項の規定により選任された <u>委員</u> の任期は、次に掲げる日のいずれか早い日までとする。	10 第 8 項の規定により選任された <u>臨時委員</u> の任期は、次に掲げる日のいずれか早い日までとする。
1 <u>委員</u> に就任した日から 3 か月を経過する日	1 <u>臨時委員</u> に就任した日から 3 か月を経過する日

新	旧
2	2
・ (現行どおり)	・ (省 略)
3	3
11	11
｝ (現行どおり)	｝ (省 略)
14	14
(総務委員会)	(総務委員会)
第 64 条 理事会に総務委員会を置く。	第 64 条 理事会に総務委員会を置く。
2 (現行どおり)	2 総務委員会の構成は、総務委員会委員長のほか、次のとおりとする。
会員委員 10人以内	会員委員 9人以内
特別会員委員 2人以内	特別会員委員 2人以内
3 (現行どおり)	3 (省 略)
4 総務委員会は、第56条第4項の規定により委任された事項及び次の各号に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。	4 総務委員会は、第 56 条第4項の規定により委任された事項及び次の各号に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。
1	1
｝ (現行どおり)	｝ (省 略)
7	7
8 自主規制会議、証券戦略会議、 <u>行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会</u> の所管に属さない事項	8 自主規制会議、証券戦略会議 <u>及び</u> 行動規範委員会の所管に属さない事項
5 総務委員会委員長は、第 42 条第1項の規定により総務委員会委員長を兼ねる会員理事として選挙された者がこれにあたる。 <u>ただし、当該選挙後に総務委員会委員長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に会員理事である者を総務委員会委員長に選任し、これにあたらせることができる。</u>	5 総務委員会委員長は、第 42 条第1項の規定により総務委員会委員長を兼ねる会員理事として選挙された者がこれにあたる。
6	6
｝ (現行どおり)	｝ (省 略)
12	12

新	旧
(行動規範委員会) 第 64 条の 2 本協会に行動規範委員会を置く。 2 } (現行どおり) 4 5 行動規範委員会委員長は、第 42 条第 3 項の規定により行動規範委員会委員長を兼ねる公益理事として選任された者がこれにあたる。 ただし、<u>当該選任後に行動規範委員会委員長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に公益理事である者を行動規範委員会委員長に選任し、これにあたらせることができる。</u>会長が公益理事である場合は、行動規範委員会委員長は、会長がこれを兼ねることができる。 6 会員委員は、会長が、<u>理事会の同意を得て、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。</u> 7 特別会員委員は、会長が、<u>理事会の同意を得て、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。</u> 8 公益委員は、<u>会長が、理事会の同意を得て、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、これを選任す</u>	(行動規範委員会) 第 64 条の 2 本協会に行動規範委員会を置く。 2 } (省 略) 4 5 行動規範委員会委員長は、第 42 条第 3 項の規定により行動規範委員会委員長を兼ねる公益理事として選任された者がこれにあたる。 ただし、会長が公益理事である場合は、行動規範委員会委員長は、会長がこれを兼ねることができる。 6 会員委員は、<u>会員理事のうちから選任する場合は、会長が理事会の同意を得て会員理事のうちからこれを選任し、会員理事以外から選任する場合は、会員が会員代表者若しくはこれに準ずる者のうちからこれを選挙する。</u> 7 特別会員委員は、<u>特別会員理事のうちから選任する場合は、会長が理事会の同意を得て特別会員理事のうちからこれを選任し、特別会員理事以外から選任する場合は、特別会員が特別会員代表者若しくはこれに準ずる者のうちからこれを選挙する。</u> 8 公益委員は、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、<u>総会の決議により</u>これを選任する。

新	旧
る。	
9	9
・ (現行どおり)	・ (省 略)
10	10
11 第6項から第8項までに規定する委員に欠員が生じたときは、 <u>会長は、</u> 当該各項の規定により、後任の委員を選任することができる。	11 第6項から第8項までに規定する委員に欠員が生じたときは、当該各項の規定により、後任の委員を選任 <u>又は選挙</u> することができる。
(削 る)	12 <u>第6項から第8項までに規定する委員に欠員が生じた後、前項の後任の委員が就任するまでの間に限り、第6項から第8項までの規定にかかわらず、会長は、当該各項において選任又は選挙されるための要件を満たす者のうちから、理事会の同意を得て、臨時に職務を行う委員（以下この条において「臨時委員」という。）を選任することができる。</u>
12 (現行どおり)	13 (省 略)
(削 る)	14 <u>第12項の規定により選任された臨時委員の任期は、次に掲げる日のいずれか早い日までとする。</u>
	1 <u>臨時委員に就任した日から3か月を経過する日</u>
	2 <u>後任の委員が就任する日の前日</u>
	3 <u>前任の委員の任期が満了する日</u>
13	15
） (現行どおり)	） (省 略)
15	17
<u>(金融・証券教育支援委員会)</u>	
第 64 条の 3 <u>本協会に金融・証券教育支援委員会を置く。</u>	(新 設)
2 <u>金融・証券教育支援委員会の構成は、金融・証券教育支援委員会委員長及び会長のほか、次のとおりとする。</u>	(新 設)

新	旧
<u>会員委員</u> <u>4人以内</u> <u>特別会員委員</u> <u>2人以内</u> <u>公益委員</u> <u>5人</u> <u>有識者委員</u> <u>4人以内</u>	
<u>3 金融・証券教育支援委員会は、第56条第6項の規定により委任された事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。</u>	(新 設)
<u>4 金融・証券教育支援委員会は、第56条第6項の規定により委任された事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べることができる。</u>	(新 設)
<u>5 金融・証券教育支援委員会委員長は、第42条第3項の規定により金融・証券教育支援委員会委員長を兼ねる公益理事として選任された者がこれにあたる。ただし、当該選任後に金融・証券教育支援委員会委員長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に公益理事である者を金融・証券教育支援委員会委員長に選任し、これにあたらせることができる。会長が公益理事である場合は、金融・証券教育支援委員会委員長は、会長がこれを兼ねることができる。</u>	(新 設)
<u>6 会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。</u>	(新 設)
<u>7 特別会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。</u>	(新 設)
<u>8 公益委員は、会長が、理事会の同意を得て、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有</u>	(新 設)

新	旧
<u>し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、これを選任する。</u> 9 <u>有識者委員は、会長が、理事会の同意を得て、金融商品取引所又は金商法第34条に規定する金融商品取引業者等をもって構成された法人の役員又はこれに準ずる者のうちから、これを選任する。</u> 10 <u>第6項から前項までに規定する委員に欠員が生じたときは、会長は、当該各項の規定により、後任の委員を選任することができる。</u> 11 <u>公益委員の任期は2年とし、公益委員以外の委員の任期は1年とする。ただし、前項の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 12 <u>公益委員の報酬は理事会の決議によりその総額を定めることとし、公益委員以外の委員は無報酬とする。</u> 13 <u>金融・証券教育支援委員会は、第56条第6項の規定により委任された事項について必要と認めるときは、小委員会を置くことができる。</u> 14 <u>金融・証券教育支援委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「金融・証券教育支援委員会規則」をもって定める。</u> 第9節 付 属 機 関 第78条 <u>削除</u>	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 第9節 付 属 機 関 (金融・証券教育広報委員会) 第78条 <u>本協会は、本協会の附属機関として、金融・証券教育広報委員会を置き、金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発並びに広報を行う。</u>

新	旧
第 5 章 会 計 (事業年度及び会計) 第 80 条 本協会の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。 2 本協会の会計は、<u>一般会計及び必要に応じて特定の目的のために設置することができる特別会計の二種類に区分する。</u> 3 (現行どおり) 付 則 1 この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。 2 第 28 条第 6 項の規定の適用については、この改正の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの改正前の第 28 条第 1 項の規定により行われた会員権の停止又は制限の期間及び施行日以後にこの改正後の第 28 条第 1 項の規定により行われた会員権の停止又は制限の期間を通算する。 3 この改正の施行の際、現に改正前の第 64 条の 2 第 8 項の規定により選任されている公益	2 <u>証券戦略会議に属する理事及び執行役は、金融・証券教育広報委員会に金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発並びに広報を行う権限を委任する。</u> 3 <u>金融・証券教育広報委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「金融・証券教育広報委員会規則」をもって定める。</u> 第 5 章 会 計 (事業年度及び会計) 第 80 条 本協会の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。 2 本協会の会計は、<u>本会計 1 個とする。ただし、必要に応じて特別会計を設けることができる。</u> 3 (省 略)

新	旧
委員は、改正後の同項の規定により選任されたものとみなす。 4 この改正の施行後最初に選任される金融・証券教育支援委員会委員長を兼ねる公益理事及び金融・証券教育支援委員会の公益委員の任期については、第 50 条第 2 項及び第 64 条の 3 第 11 項の規定にかかわらず、平成 24 年 6 月 30 日までとする。	

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 5 月 27 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(会員代表者等の資格要件) 第 3 条 定款第17条第 1 項に規定する会員代表者及び定款第30条で準用する同第17条第 1 項に規定する店頭デリバティブ取引会員代表者並びにその代理人は、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。 1 会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者は、登記された代表取締役（会員又は店頭デリバティブ取引会員が、委員会設置会社である場合には、代表執行役を含む。第 3 項及び第 7 項において同じ。）であること。ただし、外国法人である会員又は店頭デリバティブ取引会員については、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）第29条の 2 第 1 項に規定する国内における代表者（同法第65条第 1 項に規定する職務代行者を含む。以下同じ。）であること。 2 会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者の代理人は、登記された取締役（会員又は店頭デリバティブ取引会員が、委員会設置会社である場合には、執行役を含む。）若しくは支配人（表見支配人を含む。）又はこれらに準ずる権限を有する者であること。ただし、外国法人である会員又は店頭デリバティブ取引会員については、国内における代表者に準ずる権限を有する者であること。 3 (現行どおり) 2 (現行どおり) 1 ｝ (現行どおり) 3	(会員代表者等の資格要件) 第 3 条 定款第17条第 1 項に規定する会員代表者及び定款第30条で準用する同第17条第 1 項に規定する店頭デリバティブ取引会員代表者並びにその代理人は、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。 1 会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者は、登記された代表取締役（会員又は店頭デリバティブ取引会員が、委員会設置会社である場合には、代表執行役。第 3 項及び第 7 項において同じ。）であること。ただし、外国法人である会員又は店頭デリバティブ取引会員については、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）第29条の 2 第 1 項に規定する国内における代表者（同法第65条第 1 項に規定する職務代行者を含む。以下同じ。）であること。 2 会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者の代理人は、登記された取締役（会員又は店頭デリバティブ取引会員が、委員会設置会社である場合には、執行役）若しくは支配人（表見支配人を含む。）又はこれらに準ずる権限を有する者であること。ただし、外国法人である会員又は店頭デリバティブ取引会員については、国内における代表者に準ずる権限を有する者であること。 3 (省 略) 2 (省 略) 1 ｝ (省 略) 3

新	旧
3 第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、会員又は店頭デリバティブ取引会員の代表取締役が、当該会員又は当該店頭デリバティブ取引会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（「会員支配会社」という。以下同じ。）の登記された代表取締役（会員支配会社が、委員会設置会社である場合には、代表執行役を含む。以下この項において同じ。）を当該会員又は当該店頭デリバティブ取引会員の会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員の代表者とすることを申請し、かつ、次の各号に掲げる事項を確約した書面を提出した場合において、理事会が承認したときには、当該会員支配会社の登記された代表取締役を当該会員又は店頭デリバティブ取引会員の会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員の代表者とすることができる。 1 ・ (現行どおり) 2 4 { (現行どおり) 6 7 第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、会員の代表取締役又は特別会員の代表権を有する役員が、当該会員の会員支配会社の登記された代表権のない取締役（社外取締役を除き、会員支配会社が、委員会設置会社である場合には、執行役を含む。以下この項において同じ。）又は当該特別会員の特別会員支配会社の登記された代表権のない役員（社外取締役、監査役若しくは会計参与又はこれらに準ずるものを除く。以下この項において同じ。）であ	3 第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、会員又は店頭デリバティブ取引会員の代表取締役が、当該会員又は当該店頭デリバティブ取引会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（「会員支配会社」という。以下同じ。）の登記された代表取締役（会員支配会社が、委員会設置会社である場合には、代表執行役。以下この項において同じ。）を当該会員又は当該店頭デリバティブ取引会員の会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員の代表者とすることを申請し、かつ、次の各号に掲げる事項を確約した書面を提出した場合において、理事会が承認したときには、当該会員支配会社の登記された代表取締役を当該会員又は店頭デリバティブ取引会員の会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員の代表者とすることができる。 1 ・ (省 略) 2 4 { (省 略) 6 7 第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、会員の代表取締役又は特別会員の代表権を有する役員が、当該会員の会員支配会社の登記された代表権のない取締役（社外取締役を除き、会員支配会社が、委員会設置会社である場合には、執行役。以下この項において同じ。）又は当該特別会員の特別会員支配会社の登記された代表権のない役員（社外取締役、監査役若しくは会計参与又はこれらに準ずるものを除く。以下この項において同じ。）であり、か

新	旧
り、かつ、直近３年以内に会員理事又は特別会員理事であった者を、当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者とすることを申請し、かつ、次に掲げる事項を確約した書面を提出した場合において、理事会が承認したときには、当該会員支配会社の登記された代表権のない取締役又は当該特別会員支配会社の登記された代表権のない役員を当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者とすることができる。 1 ・ (現行どおり) 2 8 (現行どおり) (会員権等) <u>第 10 条 の 2 定款第 12 条第 1 項に定める</u> <u>会員としての権利は、次の各号に掲げる権利をいう。</u> 1 <u>定款第 39 条第 1 項に定める議決権</u> 2 <u>「役員選挙規則」第 3 条に定める選挙権</u> 3 <u>「役員選挙規則」第 7 条、第 8 条第 1 項及び第 3 項に基づき立候補届出を行う権利</u> 4 <u>本協会に置く会議体に参加する権利</u> 5 <u>本協会が協会員のみを対象として行う意見募集に応募する権利</u> 6 <u>本協会が事業主体となるシステムを利用する権利</u> 7 <u>役員又は従業員等に外務員等の資格試験を受験させる権利</u> 8 <u>役員又は従業員等を本協会が主催する研修又は説明会等に受講又は出席させる権利</u> 9 <u>本協会が保有する情報のうち、本協会が提供を認めた情報を取得する権利</u> 10 <u>その他本協会の所管業務全般について、</u>	つ、直近３年以内に会員理事又は特別会員理事であった者を、当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者とすることを申請し、かつ、次に掲げる事項を確約した書面を提出した場合において、理事会が承認したときには、当該会員支配会社の登記された代表権のない取締役又は当該特別会員支配会社の登記された代表権のない役員を当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者とすることができる。 1 ・ (省 略) 2 8 (省 略) (新 設)

新	旧
<u>本協会に意見を述べる権利</u> 2 <u>定款第 14 条第 1 項に定める店頭デリバティブ取引会員としての権利は、次の各号に掲げる権利をいう。</u> 1 <u>前項第 4 号から第 9 号までに掲げる権利</u> 2 <u>その他特定店頭デリバティブ取引等に係る業務について、本協会に意見を述べる権利</u> 3 <u>定款第 32 条第 1 項に定める特別会員としての権利は、次の各号に掲げる権利をいう。</u> 1 <u>「役員選挙規則」第 22 条において準用する同規則第 3 条に定める選挙権</u> 2 <u>「役員選挙規則」第 22 条において準用する同規則第 7 条、第 8 条第 1 項及び第 3 項に基づき立候補届出を行う権利</u> 3 <u>第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる権利</u> 4 <u>その他特別会員の行う有価証券の売買その他の取引等に係る業務について、本協会に意見を述べる権利</u> (処分以外の事由による会員権等の制限) 第 10 条 の 3 <u>定款第 12 条第 3 項の定めにより制限される権利とは、前条第 1 項第 1 号から第 6 号（定款第 7 条第 9 号に掲げる外務員の登録に関する事務に用いるシステム及び定款第 18 条に基づき本協会に届出若しくは報告するためのシステムを利用する権利を除く。以下この条において同じ。）までに掲げる権利をいう。</u> 2 <u>定款第 14 条第 3 項の定めにより制限される権利とは、前条第 2 項第 1 号に掲げる権利のうち、第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる権利をいう。</u> 3 <u>定款第 32 条第 3 項の定めにより制限される権利とは、前条第 3 項第 1 号及び第 2 号に</u>	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
<u>掲げる権利並びに同項第3号に掲げる権利のうち、第1項第4号から第6号までに掲げる権利をいう。</u> (協会の種類の変更申請の添付書類) 第12条 定款第26条第2項に規定する加入内容変更申請書の添付書類は、次のとおりとする。 1 ・ (現行どおり) 2 (兼任の禁止等) 第17条 理事は、定款に定めのある場合を除き、自主規制会議、証券戦略会議、<u>総務委員会及び金融・証券教育支援委員会</u>の委員を兼ねてはならない。 2 理事は、自主規制会議、<u>証券戦略会議及び金融・証券教育支援委員会</u>それぞれの下に置く委員会の委員長及び委員並びに総務委員会の下に置く財務分科会の委員長及び委員を兼ねてはならない。 3 自主規制会議、証券戦略会議、<u>総務委員会及び金融・証券教育支援委員会</u>の一を構成する者は、他を構成する者及び他に置く委員会の委員長を兼ねてはならない。 4 会員理事、自主規制会議、証券戦略会議、<u>総務委員会及び金融・証券教育支援委員会</u>の一を構成する者は、証券評議会及び地区評議会の委員を兼ねることができる。 付 則 この改正は、平成23年7月1日から施行する。	(会員権又は店頭デリバティブ取引会員権の変更申請の添付書類) 第12条 定款第26条第2項に規定する加入内容変更申請書の添付書類は、次のとおりとする。 1 ・ (省 略) 2 (兼任の禁止等) 第17条 理事は、定款に定めのある場合を除き、自主規制会議、証券戦略会議<u>及び</u>総務委員会の委員を兼ねてはならない。 2 理事は、自主規制会議<u>及び</u>証券戦略会議それぞれの下に置く委員会の委員長及び委員並びに総務委員会の下に置く財務分科会の委員長及び委員を兼ねてはならない。 3 自主規制会議、証券戦略会議<u>及び</u>総務委員会の一を構成する者は、他を構成する者及び他に置く委員会の委員長を兼ねてはならない。 4 会員理事、自主規制会議、証券戦略会議<u>及び</u>総務委員会の一を構成する者は、証券評議会及び地区評議会の委員を兼ねることができる。

「自主規制会議規則」の一部改正について

平成 23 年 5 月 27 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 2 章 自主規制会議 (委 員) 第 3 条 定款第62条第 6 項に規定する会員代表者に準ずる者には、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社(会員に係るものに限る。以下同じ。)の役員又は従業員を、定款第62条第 7 項に規定する特別会員代表者に準ずる者には定款施行規則第 3 条第 5 項に規定する特別会員支配会社の役員又は従業員を、それぞれ含むものとする。 2 ・ (現行どおり) 3 4 委員(定款第62条第 2 項に掲げる者をいう。第11条までにおいて同じ。)の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が就任するまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。ただし、前任の委員の任期が満了する前に定款第62条第10項の規定に基づき選任された委員にあっては、当該委員が就任した日から 3 か月を経過したときは、当該委員は、当該 3 か月を経過した日後は、その職務の執行を継続しない。 第 4 章 委員会 (委 員) 第 15 条 委員会の委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。	第 2 章 自主規制会議 (委 員) 第 3 条 定款第62条第 6 項に規定する会員代表者に準ずる者には、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社(会員に係るものに限る。以下同じ。)の役員又は従業員を、定款第62条第 7 項に規定する特別会員代表者に準ずる者には定款施行規則第 3 条第 5 項に規定する特別会員支配会社の役員又は従業員を、それぞれ含むものとする。 2 ・ (省 略) 3 4 委員(定款第 62 条第 2 項に掲げる者をいう。第 11 条までにおいて同じ。)の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が就任するまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。ただし、前任の委員の任期が満了する前に定款第 62 条第 10 項の規定に基づき選任された<u>臨時に職務を行う委員</u>(以下この項において「<u>臨時委員</u>」という。)にあっては、当該<u>臨時委員</u>が就任した日から 3 か月を経過したときは、当該<u>臨時委員</u>は、当該 3 か月を経過した日後は、その職務の執行を継続しない。 第 4 章 委員会 (委 員) 第 15 条 委員会の委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。

新	旧
2 委員の数は、<u>18人</u>以内とする。 3 ・ (現行どおり) 4 付 則 この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。	2 委員の数は、<u>15人</u>以内とする。 3 ・ (省 略) 4

「証券戦略会議規則」の一部改正について

平成 23 年 5 月 27 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 2 章 証券戦略会議 (委 員) 第 3 条 定款第 63 条第 6 項に規定する会員代表者に準ずる者には、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社(会員に係るものに限る。以下同じ。)の役員又は従業員を含むものとする。 2 ・ (現行どおり) 3 4 委員(定款第 63 条第 2 項に掲げる者をいう。第 11 条までにおいて同じ。)の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が就任するまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。ただし、前任の委員の任期が満了する前に定款第 63 条第 8 項の規定に基づき選任された会員委員にあっては、当該委員が就任した日から 3 か月を経過したときは、当該委員は、当該 3 か月を経過した日後は、その職務の執行を継続しない。 付 則 この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。	第 2 章 証券戦略会議 (委 員) 第 3 条 定款第 63 条第 6 項に規定する会員代表者に準ずる者には、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社(会員に係るものに限る。以下同じ。)の役員又は従業員を含むものとする。 2 ・ (省 略) 3 4 委員(定款第 63 条第 2 項に掲げる者をいう。第 11 条までにおいて同じ。)の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が就任するまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。ただし、前任の委員の任期が満了する前に定款第 63 条第 8 項の規定に基づき選任された<u>臨時に職務を行う会員委員</u>(以下この項において「<u>臨時委員</u>」という。)にあっては、当該<u>臨時委員</u>が就任した日から 3 か月を経過したときは、当該<u>臨時委員</u>は、当該 3 か月を経過した日後は、その職務の執行を継続しない。

「行動規範委員会規則」の一部改正について

平成 23 年 5 月 27 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 2 章 行動規範委員会 (委 員) 第 3 条 定款第 64 条の 2 第 6 項及び第 9 項に規定する会員代表者に準ずる者には、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社(会員に係るものに限る。以下同じ。)の役員又は従業員を、定款第 64 条の 2 第 7 項及び第 9 項に規定する特別会員代表者に準ずる者には定款施行規則第 3 条第 5 項に規定する特別会員支配会社の役員又は従業員を、それぞれ含むものとする。 (削 除) <u>2</u> (現行どおり) <u>3</u> (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。	第 2 章 行動規範委員会 (委 員) 第 3 条 定款第 64 条の 2 第 6 項及び第 9 項に規定する会員代表者に準ずる者には、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社(会員に係るものに限る。以下同じ。)の役員又は従業員を、定款第 64 条の 2 第 7 項及び第 9 項に規定する特別会員代表者に準ずる者には定款施行規則第 3 条第 5 項に規定する特別会員支配会社の役員又は従業員を、それぞれ含むものとする。 <u>2</u> <u>会員委員及び特別会員委員の選挙は、「役員選挙規則」に定めるところによる。</u> <u>3</u> (省 略) <u>4</u> (省 略)

金融・証券教育支援委員会規則 (平23.5.27)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第64条の3第14項の規定に基づき、金融・証券教育支援委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(議 事 細 則)

第 2 条 金融・証券教育支援委員会は、金融・証券教育支援委員会に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第 2 章 金融・証券教育支援委員会

(委 員)

第 3 条 定款第64条の3第6項に規定する会員代表者に準ずる者には、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)第3条第3項に規定する会員支配会社(会員に係るものに限る。以下同じ。)の役員又は従業員を、定款第64条の3第7項に規定する特別会員代表者に準ずる者には定款施行規則第3条第5項に規定する特別会員支配会社の役員又は従業員を、それぞれ含むものとする。

2 公益委員、会員委員、特別会員委員及び有識者委員の候補者の推薦は、「人事推薦合同委員会規則」に定めるところによる。

3 委員(定款第64条の3第2項に掲げる者をいう。以下第11条までにおいて同じ。)の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が就任するまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

(副 委 員 長)

第 4 条 金融・証券教育支援委員会に副委員長1人又は若干人を置く。

2 副委員長は、委員長(定款第64条の3第5項に規定する金融・証券教育支援委員会委員長をいう。以下第11条までにおいて同じ。)が、委員の同意を得て、委員のうちからこれを選任する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときはその職務を行い又は代理する。

(金融・証券教育支援委員会の招集)

第 5 条 金融・証券教育支援委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

(定 足 数)

第 6 条 金融・証券教育支援委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。

(議 決)

第 7 条 金融・証券教育支援委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。

2 委員は、各1個の議決権を有する。ただし、金融・証券教育支援委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

(理事会との関係)

第 8 条 金融・証券教育支援委員会は、委任された事項に係る決議の内容を理事会に報告するものとする。

（書面等による金融・証券教育支援委員会）

第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、金融・証券教育支援委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、金融・証券教育支援委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 第 7 条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

（議 事 録）

第 10 条 金融・証券教育支援委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、委員長及び金融・証券教育支援委員会に出席した委員がこれに署名し、又は記名押印するものとする。

2 前条第 1 項に規定する書面による金融・証券教育支援委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

（委員以外の者の出席）

第 11 条 委員長は、必要があると認めるときは、金融・証券教育支援委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（小 委 員 会）

第 12 条 金融・証券教育支援委員会は、必要があると認めるときは、小委員会を置き、その審議事項の一部を分担させることができる。

2 小委員会は、金融・証券教育支援委員会の委員、協会の役員若しくは従業員（会員支配会社及び特別会員支配会社の役員又は従業員を含む。）又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

3 小委員会の委員は、金融・証券教育支援委員会の同意を得て、金融・証券教育支援委員会委員長がこれを選任する。

4 小委員会に委員長 1 名を置き、必要に応じて副委員長 1 名又は若干人を置くことができる。

5 小委員会の委員長及び副委員長は、小委員会の委員のうちから、金融・証券教育支援委員会の同意を得て、金融・証券教育支援委員会委員長がこれを選任する。

6 小委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

7 第 5 条から第 7 条、第 9 条及び第 11 条の規定は、小委員会について準用する。この場合、これらの規定中、「金融・証券教育支援委員会」とあるのは「小委員会」と読み替える。

付 則

この規則は平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

「人事推薦合同委員会規則」の一部改正について

平成 23 年 5 月 27 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第 1 条 この規則は、「自主規制会議規則」第 3 条第 3 項、「証券戦略会議規則」第 3 条第 3 項、「総務委員会規則」第 3 条第 2 項、 <u>「行動規範委員会規則」第 3 条第 2 項及び「金融・証券教育支援委員会規則」第 3 条第 2 項</u> の規定に基づき、人事推薦合同委員会等（人事推薦合同委員会、自主規制会議人事推薦委員会及び証券戦略会議人事推薦委員会をいう。以下同じ。）の構成、運営等に関し、必要な事項を定める。	第 1 条 この規則は、「自主規制会議規則」第 3 条第 3 項、「証券戦略会議規則」第 3 条第 3 項、「総務委員会規則」第 3 条第 2 項 <u>及び</u> 「行動規範委員会規則」第 3 条第 3 項の規定に基づき、人事推薦合同委員会等（人事推薦合同委員会、自主規制会議人事推薦委員会及び証券戦略会議人事推薦委員会をいう。以下同じ。）の構成、運営等に関し、必要な事項を定める。
第 2 章 人事推薦合同委員会	第 2 章 人事推薦合同委員会
(構 成)	(構 成)
第 3 条 人事推薦合同委員会は、会長、第10条に規定する自主規制会議人事推薦委員会を構成する者のうちから選任する者、第14条に規定する証券戦略会議人事推薦委員会を構成する者のうちから選任する者及び総務委員会委員長を委員として構成する。	第 3 条 人事推薦合同委員会は、会長、第10条に規定する自主規制会議人事推薦委員会を構成する者のうちから選任する者、第14条に規定する証券戦略会議人事推薦委員会を構成する者のうちから選任する者及び総務委員会委員長を委員として構成する。
2 人事推薦合同委員会は、会長、公益理事（自主規制会議議長を兼ねる者を除く。以下この条において同じ。）、会員理事（証券戦略会議議長を兼ねる者を除く。以下この条において同じ。）、会員監事、特別会員理事、常任理事及び常任監事並びに総務委員会委員、 <u>行動規範委員会委員</u> （会員理事又は特別会員理事のうちから選任される委員を除く。） <u>及び金融・証券教育支援委員会委員</u> の候補者（定款第42条の 2 第 1 項に規定する補欠の会員理事、特別会員理事及び	2 人事推薦合同委員会は、会長、公益理事（自主規制会議議長を兼ねる者を除く。以下この条において同じ。）、会員理事（証券戦略会議議長を兼ねる者を除く。以下この条において同じ。）、会員監事、特別会員理事、常任理事及び常任監事並びに総務委員会委員 <u>及び</u> 行動規範委員会委員（会員理事又は特別会員理事のうちから選任される委員を除く。）の候補者（定款第42条の 2 第 1 項に規定する補欠の会員理事、特別会員理事及び会員監事並びに同条第 2 項に規定

新	旧
会員監事並びに同条第2項に規定する補欠の公益理事の候補者を含む。)を推薦し、理事会に意見を述べることができる。	する補欠の公益理事の候補者を含む。)を推薦し、理事会に意見を述べるができる。
3 (現行どおり)	3 (省 略)
第 3 章 自主規制会議人事推薦委員会 (構 成)	第 2 章 自主規制会議人事推薦委員会 (構 成)
第 10 条 自主規制会議人事推薦委員会は、自主規制会議を構成する者のうちから選任する若干人を委員として構成する。	第 10 条 自主規制会議人事推薦委員会は、自主規制会議を構成する者のうちから選任する若干人を委員として構成する。
2 自主規制会議人事推薦委員会は、公益理事(自主規制会議議長を兼ねる者に限る。)並びに自主規制会議の会員委員、特別会員委員及び公益委員の候補者(定款第42条の2第2項に規定する補欠の公益理事(自主規制会議議長を兼ねる者に限る。)及び同第62条第10項の規定により選任する委員の候補者を含む。)を推薦し、理事会に意見を述べるができる。	2 自主規制会議人事推薦委員会は、公益理事(自主規制会議議長を兼ねる者に限る。)並びに自主規制会議の会員委員、特別会員委員及び公益委員の候補者(定款第42条の2第2項に規定する補欠の公益理事(自主規制会議議長を兼ねる者に限る。)及び同第62条第10項に規定する臨時委員の候補者を含む。)を推薦し、理事会に意見を述べることができる。
第 4 章 証券戦略会議人事推薦委員会 (構 成)	第 4 章 証券戦略会議人事推薦委員会 (構 成)
第 14 条 証券戦略会議人事推薦委員会は、証券戦略会議を構成する者のうちから選任する若干人を委員として構成する。	第 14 条 証券戦略会議人事推薦委員会は、証券戦略会議を構成する者のうちから選任する若干人を委員として構成する。
2 証券戦略会議人事推薦委員会は、会員理事(証券戦略会議議長を兼ねる者に限る。)及び証券戦略会議の会員委員の候補者(定款第42条の2第1項に規定する補欠の会員理事(証券戦略会議議長を兼ねる者に限る。)及び同第63条第8項の規定により選任する委員の候補者を含む。)を推薦し、理事会に意見を述べることができる。	2 証券戦略会議人事推薦委員会は、会員理事(証券戦略会議議長を兼ねる者に限る。)及び証券戦略会議の会員委員の候補者(定款第42条の2第1項に規定する補欠の会員理事(証券戦略会議議長を兼ねる者に限る。)及び同第63条第8項に規定する臨時委員の候補者を含む。)を推薦し、理事会に意見を述べることができる。
付 則 この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。	

「役員選挙規則」の一部改正について

平成 23 年 5 月 27 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総 則 (目 的) 第 1 条 この規則は、定款第42条第8項及び第42条の2第3項、「自主規制会議規則」第3条第2項並びに「証券戦略会議規則」第3条第2項の規定に基づき、会員理事（証券戦略会議議長を兼ねる者及び総務委員会委員長を兼ねる者を含む。以下同じ。）、特別会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員及び特別会員委員並びに証券戦略会議の会員委員の選挙に関し必要な事項を定める。 (選挙の種類) 第 2 条 選挙の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 1 会員選挙 会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員並びに証券戦略会議の会員委員に係る選挙 2 特別会員選挙 特別会員理事及び自主規制会議の特別会員委員に係る選挙 第 2 章 会 員 選 挙 (会員選挙の選挙権) 第 3 条 会員選挙の選挙権は、会員1社につき1個とする。ただし、会員権を停止又は制限されている期間中の会員は、選挙権を有しない。 (会員選挙の方法) 第 4 条 会員選挙は、第8条の規定により届出のあった役員等（会員理事及び会員監事、自主	第 1 章 総 則 (目 的) 第 1 条 この規則は、定款第 42 条第8項及び第42 条の2第3項、「自主規制会議規則」第3条第2項、「証券戦略会議規則」第3条第2項並びに「行動規範委員会規則」第3条第2項の規定に基づき、会員理事（証券戦略会議議長を兼ねる者及び総務委員会委員長を兼ねる者を含む。以下同じ。）、特別会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員及び特別会員委員、証券戦略会議の会員委員並びに行動規範委員会の会員委員及び特別会員委員の選挙に関し必要な事項を定める。 (選挙の種類) 第 2 条 選挙の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 1 会員選挙 会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員、証券戦略会議の会員委員並びに行動規範委員会の会員委員に係る選挙 2 特別会員選挙 特別会員理事、自主規制会議の特別会員委員及び行動規範委員会の特別会員委員に係る選挙 第 2 章 会 員 選 挙 (会員選挙の選挙権) 第 3 条 会員選挙の選挙権は、会員1社につき1個とする。ただし、会員権を停止されている会員は、その停止期間中は選挙権を有しない。 (会員選挙の方法) 第 4 条 会員選挙は、第8条の規定により届出のあった役員等（会員理事及び会員監事、自主

新	旧
規制会議の会員委員並びに証券戦略会議の会員委員をいう。以下同じ。)の候補者について連記無記名投票により行う。 2 (現行どおり) (立候補の制限) 第 9 条 (現行どおり) 2 会員権を停止又は制限されている期間中の会員の会員代表者及びこれに準ずる者は、役員等の候補者となり、又は役員等の候補者であることができない。 第 3 章 特別会員選挙 (特別会員選挙への準用) 第 22 条 第3条から前条までの規定は、特別会員選挙に準用する。この場合、これらの規定中、「会員」とあるのは「特別会員」と、「会員選挙」とあるのは「特別会員選挙」と、「会員権」とあるのは「特別会員権」と、「役員等」とあるのは「特別会員の役員等」と、「会員代表者」とあるのは「特別会員代表者」と、第4条第1項中「会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員並びに証券戦略会議の会員委員をいう。」とあるのは「特別会員理事及び自主規制会議の特別会員委員をいう。」と、第9条第1項ただし書中「会員委員の候補者」とあるのは「特別会員委員の候補者」と、それぞれ読み替える。 付 則 この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。	規制会議の会員委員、証券戦略会議の会員委員並びに行動規範委員会の会員委員をいう。以下同じ。)の候補者について連記無記名投票により行う。 2 (省 略) (立候補の制限) 第 9 条 (省 略) 2 会員権を停止されている会員の会員代表者及びこれに準ずる者は、その停止期間中、役員等の候補者となり、又は役員等の候補者であることができない。 第 3 章 特別会員選挙 (特別会員選挙への準用) 第 22 条 第3条から前条までの規定は、特別会員選挙に準用する。この場合、これらの規定中、「会員」とあるのは「特別会員」と、「会員選挙」とあるのは「特別会員選挙」と、「会員権」とあるのは「特別会員権」と、「役員等」とあるのは「特別会員の役員等」と、「会員代表者」とあるのは「特別会員代表者」と、第4条第1項中「会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員、証券戦略会議の会員委員並びに行動規範委員会の会員委員をいう。」とあるのは「特別会員理事、自主規制会議の特別会員委員及び行動規範委員会の特別会員委員をいう。」と、第9条第1項ただし書中「会員委員の候補者」とあるのは「特別会員委員の候補者」と、それぞれ読み替える。

「特別会員会費規則」の一部改正について

平成 23 年 5 月 27 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(合併時における会費の取扱い) 第 8 条 特別会員が合併した場合における<u>存続会社又は新設会社</u>の会費（定額会費を除く。）は、合併の効力が発生した日の前日が属する月の翌月より、合併により消滅する特別会員の会費相当額（月数按分により計算する。）を合算するものとする。 付 則 この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。	(合併時における会費の取扱い) 第 8 条 特別会員が合併した場合において、<u>その特別会員権が承継されるときは、合併後に存続する特別会員（合併による新設会社が特別会員となる場合を含む。）</u>の会費（定額会費を除く。）は、合併の効力が発生した日の前日が属する月の翌月より、合併により消滅する特別会員の会費相当額（月数按分により計算する。）を合算するものとする。

「金融・証券教育広報委員会規則」の廃止について

平成 23 年 5 月 27 日
日 本 証 券 業 協 会

- 金融・証券教育広報委員会規則については、平成 23 年 6 月 30 日をもって廃止する。

以 上